

私たちが裁判員になる日

— 2009年にスタートする 「裁判員制度」とは

最近、新聞などで「裁判員制度」を扱う記事がにわかに増えてきたように感じませんか。

裁判員制度は2004年に国会で可決・成立し、2009年にスタートすることになっています。「無作為に選ばれた一般市民が裁判に参加し、裁判官とともに刑事裁判の有罪・無罪や刑の内容を決める」というこの制度、20歳以上であれば誰でも裁判員に選ばれる可能性があります。そして、一生涯に経験することになるその確率は、なんと67人に1人にのぼるとか！

裁判員に選ばれるのは、おそらく宝くじを当てるよりはるかに高い確率。私たちはこの制度をもっと良く知っておく必要がありそうです。

今回の特集では、法科大学院の後藤仁哉教授に制度導入の背景や仕組みを、社会学部の黒沢香教授に、裁判に関する心理面を解説いただきながら、私たちがこの制度をどう考え、どう向き合っていかなければならないかを考えます。

国民参加により、司法は開かれたものに進歩していく

20歳以上であれば、誰でも選ばれる可能性があるとこの裁判員。すべての者が法律に詳しいわけではなく、何やら不安が募る。さて、裁判員は何をするのか。まずは制度について後藤教授より解説いただき、その意義を考えよう。

多様な人生経験が 司法に活きる、裁判員制度

刑事裁判においては、「事実認定」＝証拠に基づいて、判決の基礎となる事実を認定することが最も重要となります。日本では、戦前の時期を除いて、専門の裁判官のみがその役割を担ってきました。日本の裁判官は専門的な訓練を経て裁判官になるため、その資質の優秀さは高く評価されています。しかし国民からすれば、裁判官は数多くの事件を長期間にわたって取り扱うため、最初から被告人が犯人と決めつけているのではないかと不信感に加え、そもそも裁判自体が密閉された世界のように感じられることがありました。これに対して、「裁判員」には、

多様な人生経験や社会的経験に基づいた一般の人が選ばれます。職業裁判官とは違った視点で、国民が裁判のあり方を考えることに裁判員制度導入の意義があるのです。

たとえば裁判員の中に、年金生活者、学生、自営者、サラリーマン、主婦などがいると考えてください。被告人が25歳の青年とします。人生経験が豊富なお年寄り、被告人と年齢が近い学生、子育てで苦労してきた主婦、様々な仕事で培ってきた経験や知識を持つ社会人…そのような裁判員が評議の中で自分の意見を述べ、また他の人の意見を参考に話し合いを重ねて結論を導いていくこととなります。これが「多様な人生が司法に活きる」という意味です。

予断や偏見なく 判断する姿勢が大切

裁判員の役割は、事実を証拠に照らして認定し、有罪であれば刑の重さを決める作業が中心です。民事裁判は市民や企業が原告や被告

になって紛争を解決する裁判で、原告と被告は一般的に対等な関係同士の裁判と言えるでしょう。

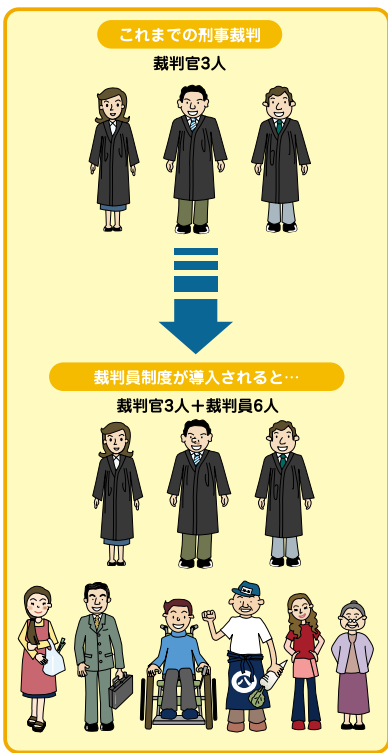
しかし、刑事裁判の場合、民事裁判の原告にあたるのは国を代表する検察官です。検察官は、国家権力により強制力で証拠を集め、犯人であると疑われた市民の自由を拘束することができます。これに対し、被告人となった市民は自分に有利な証拠を集めるための強制力を持ちません。このように検察官と被告人は大きな力の差があり、市民は有罪の判決が宣告されると、刑罰という重大な結果が科せられます。

このことから、刑事裁判は、疑わしきは被告人の利益に「が原則」＝無罪の推定です。良識に照らして、疑問の余地はないと確信できない限り、合理的な疑問を残さない程度の証明、被告人は有罪とされることはありません。

裁判員の役割においても、他の裁判員の意見を参考にしながら、合理的な疑いを持たない段階、まで証明できたと判断すれば有罪、「疑いが残る」ということならば無罪とします。予断や偏見を持たずに判断する姿勢があれば、法律知識の有無に関わらず、国民誰もが十分に任務を果たすことが可能です。

ちなみに先進国(G8)で国民参加の司法制度を取っていないのは日本だけです。刑事裁判の事実認定と刑の重さを決める量刑の場に国民が参加することで、開かれた司法になることが期待されているのです。

() 諸外国の国民が参加する司法制度は有罪・無罪の判断を陪審員のみで行い、事件ごとに無作為で選ばれる陪審員と、基本的に任期制・推薦性の陪審員があります。日本はそのどちらにも属さない両方の型を取り入れた独特の制度です。



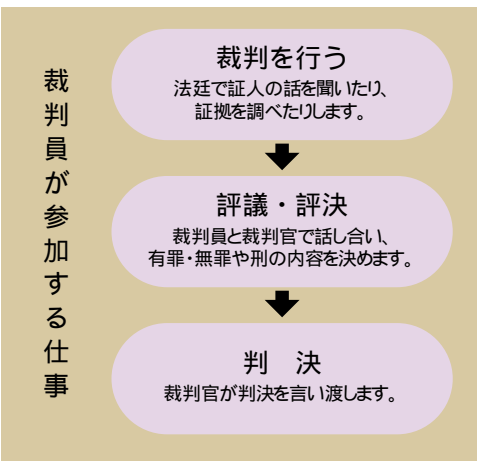
法務省ホームページより引用

大切なのは、市民の力でいい制度に育てていくこと

臆さず、積極的に事実を見る
眼を養おう

裁判員になることで、報復など怖いところがあるのではとの声も聞かれますが、氏名は公表されませんが、第三者が裁判員に対して接触することは、刑罰をもって禁止されています。危害が加えられる危険性があれば、裁判員を除外した裁判官だけの裁判になります。原則として裁判員に選ばれた場合、辞退できないことになっていますが、いくつかの例外があり、学生は裁判員を辞退することもできます。しかし、一方で刑事裁判に参加するといふ貴重な社会的経験を積むこともできるわけですから、可能な限り積極的に参加すべきだと私は考えています。

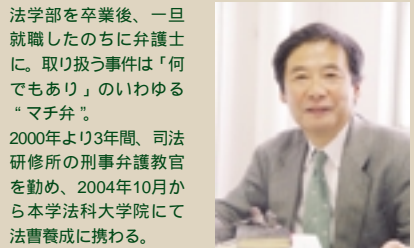
繰り返しになりますが、裁判員は事実をありのままに捉える姿勢が大事です。このことは今後、社会人として事実を見る眼を養い、社会の事象を偏見なく捉える能力を身に付けることにもなります。裁判員に参加することは、日本国民として、差別のない平等な自由社会の担い手となり、主権者としての心構えを備えることにも繋がります。



法律が守れるなら、有罪無罪も分かるはず

裁判への関与に日本人が積極的になれない理由は、これまでそうしたことを体験してこなかったことや、諸外国の状況を知らされなかったこと、そして何より、なぜ一般市民が裁判に関与すべきなのか、きちんと説明されていないことではないでしょうか。

「罪の判断なんて素人には無理」という意見が多くありますが、私たちが法律を守るには、有罪無罪が判断できるから、逆に言えば、一般市民に有罪無罪の判断(裁判)の事実認定(ができないう)なら、法治国家、そして民主主義はありえません。「真実を見抜いて正確に有罪か無罪かが分かるのは、法律の専門家のみ」と考えるのは、実はナンセンスです。個別の裁判結果によらず、有罪か無罪かの基準が決まるのであって、基準によって判決が決まる訳ではありません。判例は法律



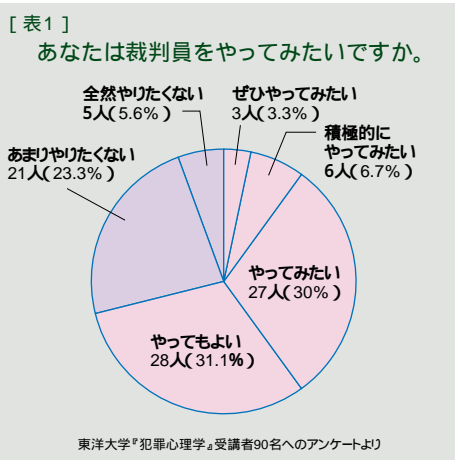
後藤 仁哉 教授
(法科大学院/専門：刑事訴訟法、法曹養成全般)

これまで色々な刑事事件を担当しましたが、その中でも530人もの犠牲を出した日航機の御巣鷹山墜落事故は特に印象深い事件でした。事件関係者の弁護士と、被害者に対して刑事責任がないという立場で弁護した結果、私たちの主張が認められて不起訴になりました。しかし、この結果に対する世間の風当たりは強かったですね。昨今の刑事事件を見ても、マスコミを始め、一般には被害の大きさに目を奪われ、真実をゆがめてしまつ傾向がないわけではありません。これからは国民自身が裁判員として自ら裁く側に立つわけですから、世間の目や偏見にとらわれない見方、証拠をありのまま素直に見る眼を持つことが必要だと思っています。

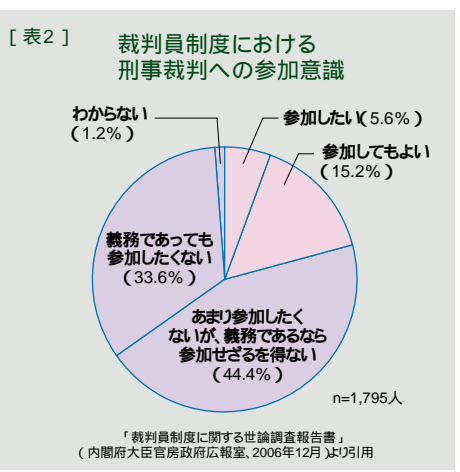
しかしながら、多くの人にとって裁判員制度はまだ他人事の雰囲気であることは否めず、ある調査では7割の人が、やりたくない」と回答しているという。他の先進国で類似の制度を導入している国は少なくないというのに、日本人はなぜ、あまり関わりたくない」と感じるのか、否定的な意識を解き放つ鍵はあるのか。続いて心理学の面から黒沢教授が迫る。

「なぜ裁判に関与すべきなのか」を
知れば、意識が変わる

今年の初め、私が担当する「犯罪心理学」を受



講じている学生のうち、希望者90人を対象に裁判員制度を解説し、あとでアンケート調査を行いました。その結果が「表1」です。設問の仕方が違つて単純には比較できません



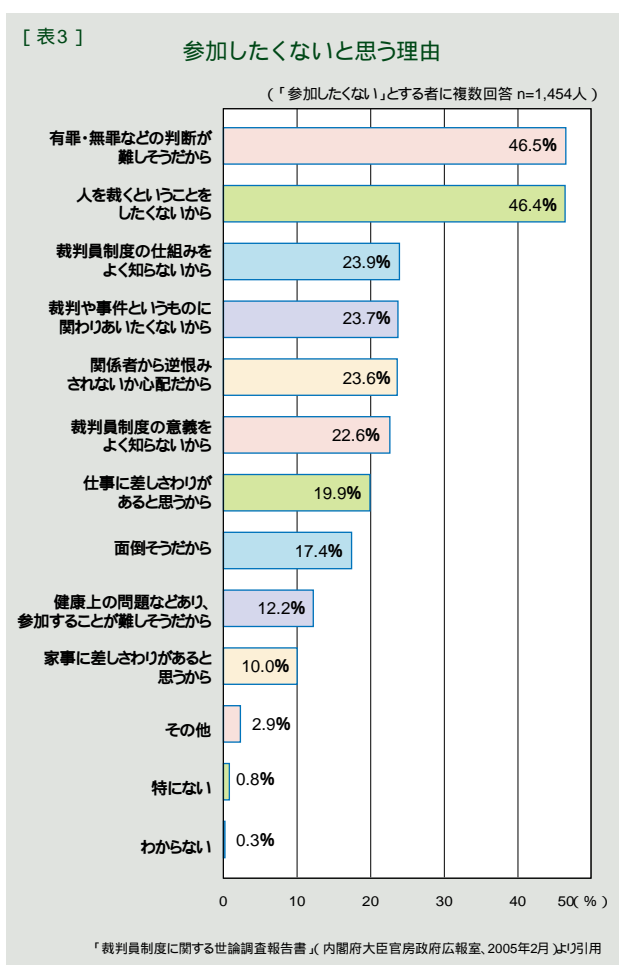
んが、世論調査表2とはかなり違った結果といえます。また、公民館などの講習会に参加した一般の方々にも同じ形式で制度を解説し、同じアンケートに答えてもらつて、回答は「表1」の結果とほぼ同じ割合でした。もちろん、対象が裁判員制度について関心を持って講義を聴いた学生や一般の方々だったことを考慮する必要がありますが、このことから何が言えるのでしょうか。最近になって制度の内容が分かつてきた方も増えたかと思いますが、まだまだ正確な理解に至っていないようです。私は、きちんと理解していない人への意識調査にどのような意味があるのか、という問題意識を持っており、一度きちんと説明を受けたら、裁判員制度の理解と支持は高まるという仮説を立て、実証研究をしています。

の二部です。判例という法律を決めるのに、本来、主権者である一般市民が直接的に関わるべきなのです。

そのような意味では、一般市民の良識や常識を裁判に反映させるために裁判員制度が導入された」という説明と、私は少し意見を異にします。アメリカの陪審員の多くは、自分たちが裁判所に行くことで、検察官・弁護士・裁判官の仕事を手助けしていると考えています。わが国でも裁判員制度が導入されることで司法、裁判制度にある数多くの問題点に、一般市民が気づく可能性が高いでしょう。そして次第に一般市民が刑事裁判に関与することの本当の意義が理解されるようになるのではないかと思います。

裁判員制度導入は、社会に対する想像力を磨くチャンス

日本には60年ほど前から、選挙人名簿からランダムに選ばれた人たちが、検察が不起訴にした事件について適切な判断であったかどうかを審査する「任組女検察審査会」があるのですが、審査員に選ばれたら、7割の人が最初は、できればやりたくない」と感じるそうです。しかし半



年後に任期が終わったとき、95%を超える人がやつてよかった、人生においてとても役に立つ体験ができた」と答えるそうです。「怖いから」「面倒だから」「大変だから」「...」自分の損得しか考えない、自己中心的な考え方は、社会全体にとって有害なだけでなく、本人にとつても結局は損になる生き方です。実際、ほと

んどの先進民主国で、一般市民が裁判で有罪・無罪の判断をしています。裁判員制度の導入は、まさに個人の社会への関わり方を問われていると言えます。皆さんにはぜひ制度を知ってもらい、社会に対する想像力を磨き、その機会が巡ってきたなら積極的に関わってほしいと思います。

著書『日本の刑事裁判 - 21世紀への展望』、『法と心理学のフロンティア』などに「心理学は裁判に何を貢献できるか」等、心理学の見地からの裁判研究を執筆。現在、犯罪心理学の授業を担当しつつ、その内容を法や裁判制度から研究する。



黒沢 香 教授
(社会学部社会心理学科/専門：社会心理学、犯罪心理学)

かつて留学した米国では、陪審裁判に関する心理学研究がとても盛んでした。また、誇りをもって陪審義務を果たす方々にたくさん出会うこの制度の社会的意義を実感しました。日本にもようやく裁判員制度が導入されます。般の人がうまく裁判に関われるよう、心理学を役立てたいというのが私の願いです。学生には、授業で学ぶだけでなく、社会の出来事やあなたに関係ないことばかり話さないで話しています。自分の心で考えられないのは不幸なことでも、また他の人を助けることが、最高の喜びになるという話も話します。より良い社会に向けて進んでいく力は、一人ひとりの中にあり、それを活かしてはならないのではないかと感じています。

制度開始まであと1年半。報道などからは賛否両論の声や、まだ課題が残る面も少なくない様子が伝わる。しかし、だからこそ、この新しい制度に議論しあう経緯から関心を持ち、制度がスタートしたのちに、社会で起こりうる問題を自分ごととして捉えられる見方、姿勢を培っていくことが必要ではないだろうか。私たちが裁判員に選ばれるかも知れない日は、確実に近づいています。裁判員制度に関する詳細は、法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

NEWS 平成19年度新司法試験に 本学法科大学院から12名が合格!

平成19年度新司法試験の最終合格者が9月13日(木)に法務省から発表され、本学法科大学院からは44名が受験し、12名が合格しました。 <全体の受験者数 4,607名、合格者数 1,851名>

- 合格者氏名
- 井上慶一さん 花井智章さん 榎本俊幸さん 古川孝二さん
 - 小栗悠夫さん 武井久光さん 大谷有紀さん 芝 憲司さん
 - 松永 晃さん 吉田真一さん 杉原早苗さん 吉野 徹さん

この特集で紹介する「裁判員制度」に加え、法科大学院の設置(04年)とそれに伴う新司法試験(06年開始)元、国際的な遅れが指摘される日本の「法化社会」構築に向けてスタートした司法改革のひとつです。新司法試験合格者のニュースについては、次号210号にて詳しく紹介します。